

551

372-576 27



\*1200501449211\*

## 職員の負傷疾病等に對する救濟施設

全國產業團體聯合會事務局

本パンフレットの寸法は商工省工業品規格統一調査會決定に係る「紙の仕上寸法規格」中のA列5番(148mm×210mm)に準據したものである

業經濟資料第二十七輯  
37  
57  
和九年八月



# 始



目 次

緒

言

次

第一

編

章

諸産業に於ける事例

七

第二

編

章

共濟施設

一

第三  
章  
創始の時期

一

第四  
章  
構成及被適用人員

一

第五  
章  
會員の醵金並に事業主よりの補助

一

第六  
章  
組織の運営

一

第七  
章  
規則

一

第八  
章  
附則

一

A、會員に對する給付

- (1) 傷病給付
- (2) 出產給付



B、會員家族に對する給付  
 (1) 傷病給付  
 (2) 死亡給付  
 (3) 死亡給付

五、共濟施設の昭和七年度に於ける收支統計.....五七

## 第二章 會社單獨負擔に依る救濟施設.....六二

一、職員に對する給與.....六二

(1) 傷病給與  
 (2) 出產給與  
 (3) 死亡給與

二、職員家族に對する給與.....七五

(1) 傷病給與  
 (2) 死亡給與

### 三、醫療施設.....七八

- (一) 醫療施設の種類
- (二) 醫療施設に對する會社の負擔額
- (イ) 病院醫局に對する負擔額
- (ロ) 指定醫に對する負擔額

第三章 傷病缺勤長期に亘りたる場合の給與關係.....八三

## 第一編 產業經濟團體に於ける事例.....九〇

第一章 共濟施設により救濟を爲す事例.....九二

第二章 傷病缺勤長期に亘りたる場合の給與關係.....九五

372-576

## 職員の負傷疾病等に対する救濟施設

緒言

我國に於ける社會保險の主流たる健康保険法は十年前より實施せられ相當の効果を收めてゐるが、其の適用を受くるものは工場礦山に於ける約百八十六萬の労務者並に下級職員の少數に過ぎず、未だ法の適用外に在る労務者及職員の數は渺くない現状である。

最近政府當局に於ては此の實狀に鑑み、健康保険法の適用範圍の擴張を圖ると共に、新に職員健康保険の制度を設け現に被保険者たる工、礦業關係職員を移管し、尙更に一年の報酬千八百圓以下の文官、公吏、教職員、商工業其の他の產業に從事する職員を被保険者とし、財源を雇傭主及被保険者よりの掛金に求め、疾病、負傷の場合には醫療費（歯科補綴を除く）の八割を支給し、分娩の場合には分娩費、死亡の場合には埋葬料の支給を爲し、進んで被保険者の家族に對しても特別の場合に若干の給付を爲す趣旨を以て研究中の由である。

然るに民間諸會社、工場事業所、商店、團體等に於ては獨自の方法に依り此の種の制度を既に早くより實施し、相當の成績を挙げつゝある向も尠からざるやに聞き及んでゐるので、豫め是等制度の實状を詳かにし、將來本問題の論議せらるゝ場合の参考に資せんが爲昨年八月全國主要會社、工場事業所、產業團體等四六一に對し左記要項に從ひ照會を發し回答を求めた。之に對し寄せられた回答は各方面に亘り實に一八九の多數に上つた。而も事務繁多の際に拘らず極めて詳細に亘り回答を寄せられた向も相當數に上つたことは寔に感謝に堪へない。茲に當務者各位に對し深甚の謝意を表する次第である。

本稿は右に依り寄せられた回答を基礎とし、其の内容を分析検討したものである。關係團體役員其の他本問題に特に關心を有せらるゝ識者の参考ともなれば望外の仕合せである。

#### 調査事項

貴所に於ては職員が負傷疾病（女子職員に付ては分娩の場合を含む）に罹りたる場合に現行健康保険制度以外に左記何れかの救濟方法を講ぜられますか

一、共濟組合又は會社單獨の負擔による救濟機關によりて療養中何等かの金錢的給付を爲さるゝや、若し然りとせば左の點に就て伺ひ度し

イ、該施設の創始年月、施設の種類及名稱

ロ、若し共濟組合ならば會員掛金の額、會社補助の方法及金額

ハ、組合員又は救濟を受け得る職員の範圍（資格に制限ある場合には其の條件）及其の員數（昭和七年度末現在）

ニ、金錢的給付の種類、支給額、支給期間

ホ、昭和七年度の收支決算又は概算（可成内譯を附して）

二、會社が別に病院又は醫局等を設けられるとか又は外部の醫師と特約して職員の爲に無料又は廉價に醫療の便を供せられて居ますか、若し然りとせば左の點に付て伺ひ度し

イ、病院又は醫局を設ける場合には會社の負擔する經費年額（昭和七年度分）

ロ、指定醫制度をとられる場合指定醫との契約補助關係

ハ、醫療を受くる場合の料金又は會社補助の割合若是金額

三、以上の制度は之を職員の家族に及ぼさるゝ場合には其の範圍、限度、給付條件をも示され度し

四、職員傷病の爲缺勤久しうに亘りたる場合には缺勤何月（又は何年）目から休職又は退職せしめられますか、休職中は給料の何割又は何分の一を支給せられますか

五、前各項以外の方法で職員（又は其の家族）の負傷疾病に對する醫療救濟を講ぜられてゐるとせば其の概要を御示し願ひ度し

六、尙貴所の現制度に關し規程、報告書其の他印刷物あらば一部載ければ仕合せです

儲て寄せられた回答を觀るに孰れも職員の負傷疾病出產、死亡等の場合には現行健康保險法に據る以外に何等かの救濟方法を講じてゐるものであつて、而も共濟施設及會社單獨負擔に依る救濟施設の二者の併用に依り相當手厚き救濟をしてゐるもののが四十五、即ち二割四分弱を算することは大に意を強うする次第である。此の他共濟施設のみに據るもの十八、醫療施設のみを有するもの六十七、救療施設としては別段設けなきも缺勤中の職員に對し相當期間給與を繼續し療養費或は生活維持の資に充てしめてゐるもののが四十七あつた。之を業種別に分てば次の通りである。

種別	工、礦業 運輸、交通業	金融、保険 商業、取引所	團業經濟 團體	計
一、會社單獨救濟施設	二	一	一	二
二、共濟・施設	三四	七	一	四一
三、會社單獨救濟施設	二	一	一	二
四、會社單獨救濟施設	三	一	一	二
五、共濟施設	一四	二	一	一
六、會社單獨救濟施設	五	一	一	一
七、醫療施設	五六	一	一	一
八、施設無きも勤務中 相當期間給與を爲すもの	三六	八	三	六七
計	一五二	三二	五	一八九

以下之等諸施設に付共濟施設、會社單獨負擔に據る諸施設並に缺勤中の職員に對する待遇の三者に分ち記述し其の内容を詳かにしたいと思ふ。從つて一社に於て前に述べた如き二種の施設を併用してゐるものは當然分離されることとなるが、此の點に就ては記號其の他の方法に依り兩者を參照し得る様便法を講ずることとした。尙産業經濟團體に於ける施設は會社と區別する方が適當と考へられるので別に編を分ちて記述することとした。

## 第一編 諸産業に於ける事例

### 第一章 共濟施設

共濟會、慶弔會、互助會の如き施設が未だ社會立法の制定せられざりし時代より我產業部内に存在し、事業主並に從業者の協力に依り健全に發達し、會員は勿論其の家族の吉凶慶弔に對し克く扶助救濟の實を擧げ、勞資協調、產業平和に貢獻しつゝあることは我國特有の美風として他に推賞するに足るものと考へる。

健康保險法實施以來保険組合の設置と共に廢止せられたるものもあり幾分減少を來したとは云へ、回答を寄せられた會社の三割即ち六十一社は現に共濟制度を實施してをり、而も前に述べた如く内四十五社は會社の單獨負擔に依る救濟制度を併せ實施してゐるものである。即ち業種別に依る共濟施設實施會社數は次表の通りである。

## 企業別

回答社數

する會社數有

染織工業	一八
機械造船工業	二九
金屬工業	一〇
化學、飲食品、雜工業	三四
瓦斯、電氣工業	一一
鑛交通運輸、倉庫業	三三
土木建築業	一五
金融保商業	一〇
引所業	一四
計	一八四
一	一六二
二	一二
三	一六四
四	一三二
五	二二
六	一三二
七	一六四
八	一一六
九	一三二
一〇	一〇一
一一	一三六
一二	一五三
一三	一九九
一四	一七七
一五	一三六
一六	一一年
一七	一四五
一八	一〇四
一九	明治四〇年前
二〇	計

備考 表中化學工業の一社は二つの共濟制度を實施しつゝあり。

## 一、創始の時期

次に前記六十一社に於ける六二共濟施設中、創始時期の判明せる五四に就いて之を觀るに次の通りであつて、大正五年即ち工場法實施前の創始に係るもの一六、大正六年より十一年に至る所謂戰時好況期に創始せられたもの一三、十二年以降二五と云ふ内譯であつて、健康保険法實施後に於て設立せられたるものも相當數に上つてゐることは注目に値する。更に施設を有する會社の創立時期を調べてみると、大正五年前三十八社、大正六年後十五社であつて、内九社は會社の創立と同時に規定の制定を見たものであるが大多數は會社創立後制定せるものである。

年	次	規定創始	會社創立	會社創立と同時に制定せるもの
明治四〇年前				
同四年—四年	七	二三		
大正二年—五年	六			
同六年—一年	一三			
同一二年—昭和二年	一五			
昭和三年以後	五四	一〇		
計	五四	一〇一		
	五三	三三三	九九九	七七七
	九	三	二	一

## 二、構成及被適用人員

職員級（雇員等准職員を含む）のみを以て構成せる共濟施設は工、鑛業、運輸交通業等に於て三三、金融保険、商業、取引所等に於て七、計四〇であつて、即ち全體の六割餘を占め、職員、労務者の全部を以て構成せるものは工、鑛業、運輸交通業等に於て二〇、金融保険、商業、取引所等に於て二、計二二に過ぎない。次に適用を受くる職員數は次表の通りであるが、全從業員を以て構成せるものゝ内には職員數の判明しないものもあつて、全數を知るを得ないが、職員數の區別し得るもの三十九施設の合計數は一萬五千六百四名であつて其の平均は四百名である。

適用を受くる職員數

### 三、會員の釀金並に事業主よりの補助

共濟施設が相互扶助を目的としてゐる以上、會員より一定額を醵出せしめて財源に充つることは當然である。併し前にも言及した如く、本制度の大部分は勞資の協力に依り社會立法に代り、乃至は其の缺を補ひて救濟の實を擧げつゝあるものであるから、事業主に於ても何等かの形に於て補助を爲してゐることも想像に難くない。現に今回の調査に於ても四四社は相當額の補助を爲してをり、補助のないものは僅かに一二社に過ぎない。其の醵金及補助の概要を表示せば次の通りである。

會員の釀金

計	三五〇	一〇一三	二三〇	一五、六〇四	四、〇五三	一一、五五一	三九	四	八	三五	一	一九	（勞務者を含む）	六七、三〇一	八五〇	六八、〇五二	三、七三三	八五〇	三、五八二	貢全部に適用する	考
---	-----	------	-----	--------	-------	--------	----	---	---	----	---	----	----------	--------	-----	--------	-------	-----	-------	----------	---

一 収入を基準とするもの(月額)  
甲、収入のみを基準とするもの



八  
一

同同同同同同同

月給 同同月外同同同同  
給人

丙、收入段階に依り區別するもの

他昌其職

六一四一三一  
圓 圓  
十九十四十  
十 十  
圓錢圓錢圓圓  
同同同同同同未  
滿

三三二二百八  
百百五百五二十  
圓圓圓圓圓圓  
以上同同同同同同

六	千千五職	五四三二百
十	員百	百百百百
圓未滿	圓圓圓圓	圓圓圓圓
以上	同未滿	同同同同

三〇錢

三三二二一一  
五〇五〇五〇七  
〇〇〇〇〇〇〇  
圓圓圓圓圓圓圓

一一	二二一
五〇五	〇二〇六二
〇〇〇	〇四〇〇五〇
圓圓圓	圓圓圓圓圓

六  
一  
七

乙、會員の資格により區別するもの

七〇錢

一〇錢

ヘ、ヘ組合員の資格により 千分の五乃至一五  
計

二、雇員及傭員  
月給七十圓未満の社員  
百圓以上の社員

三

231

→

一四

一ヶ月給七十圓未満の會員は百  
一分の一を醸出せしむ



不明

### 事業主よりの補助

補給種類

交工、通運業

商金融業

計

備

考

一、会員の醸金を基準とするもの  
又は毎月一定額を標準とせざるも毎年  
1、醸金の倍額  
2、醸金と同額  
3、醸金の半額

1、約一万圓(毎年)  
2、約七千圓(毎年)  
3、三千圓(毎年)  
4、三百圓(毎年)  
5、百圓(毎年)  
6、一人當り三〇錢(毎月)

二十一一一一  
一一一十一  
二一一一一

八三四一  
一一二一  
九五四一

7、同八圓(年二回)  
8、同一圓(同)  
三、補給額一定せざるもの

三六一一  
一一一  
三七一一

不補給計  
せざるもの  
明の

三一〇四〇  
三二四  
六二二四四

五、其の他

四、收支償はざる場合に限り補給するもの

含せはをし每給七十圓創始  
むる補め月七十圓會寄給  
爲給給、其十五員圓附の  
補せす七圓圓一寄せ際  
給る十百未補人附る基  
停もも錢分滿給にしも本  
止最のにののす對たの金  
せ近、満一會るしる、と  
る財數たを員も一も一し  
も政年ざ醸にの回の時て  
の確前る出對、限、に一  
を立迄額せし月り新二萬

三七八重役より補給するもの一  
含む

## 四、給付

共濟施設に於ける給付の範囲は必ずしも一様でない。大會社に於ては會員の傷病、死亡、出産、入院、結婚、災害等の場合は勿論、會員家族に迄救濟範囲を擴張してゐるものが相當數に上つてゐる。之に反し小規模の會社に於ける慶弔會の如く、單に會員の吉凶慶弔の場合の救濟のみに止め、會員の傷病の場合或は家族の救濟に迄及んでゐないものもあるが、茲では回答に基き會員の傷病、出産、死亡等の場合の給付並に會員家族の傷病給付に付て其の概要を記すこととした。

### A 會員に對する給付

#### (1) 傷病給付

會員たる職員が在職中傷病に罹りたる場合の給付は之を大別すれば、(イ)見舞金其の他の名目を以て療養期間の長短に應じ若干金を一時金として給付するもの、(ロ)療養費其の他の名目を以て療養中の相當期間一定金額の給付するもの及(ハ)會員が療養、手術等の爲現實に要したる費用の一部を給付するものゝ三種に分つことが出来る。

(イ) 見舞金其の他の名目を以て一時金として給付するもの

見舞金其の他の名目を以て一時金として給付するものは三六社三七施設であるが、大部分は休療二週間以上に亘る長期の傷病に限り給付してゐる。前記三六社に於ける實際を見ると二週間以上一三、二十日以上六、三十日以上一一、六十日以上三社であつて、一週間以上の傷病に對し給付するものは僅かに一社に過ぎない。(外に不定及不明各一社あり)

次に給付であるが、回數に於ても一人一回を限るものと傷病の長期に亘る場合更に給付するものとあり、又金額の如きも職務に基因するもの、職務に基因せざるもの、傷病の程度、療養期間の长短本人の生活環境等に依り増減せらるゝ爲全く區々であり、最低二圓、最高五百圓と云ふ大なる開きがあり、大體の標準額すら見出すことが困難である。仍て次に各社の實例を掲げることとする。

### 一時金給付の事例

會社名 納付額 就床後給付發生に至る時期 備考

#### A、業務に基因する場合

五八某加工製紙會社 五一〇円 七日以上(入會後三ヶ月以上経過の會員に限る)

六五某製糖會社 五一三〇 一五日以上

(上記は公傷の爲社費治療者の場合とし、毎就床一五日以上五圓、以後一五日を増す毎に五圓を加給し、三〇圓に至りて止む)



一〇五 某炭礦會社

一五円

一〇七 某鑛山會社

一〇

一二〇 某電氣軌道會社

六一一〇

三〇日以上  
一四日以上  
〔就縛五週間に亘りたるとき更に同額を給付す、猶外に次項(ロ)による給付あり〕  
八〇日を以て止む

一〇

一三三 某鐵道會社

三〇日以上  
一四日以上  
〔猶外に次項(ロ)による給付あり〕

五

一五六 某市場倉庫會社

一〇

一三七 某倉庫會社

一〇以上

一六〇 某土木建築會社

二二〇

一六三 某生命保險會社

二〇一一五〇

六〇日以上  
〔入會一年未満の者は半額とす〕  
三〇日以上  
一四日以上

〔書記、醫員は三〇日以内と雖も協議の上必要と認めたる場合は特に給付することあり、雇員は就縛一五日以上とするときは更に五〇日毎に給付することを得〕  
〔月給五〇圓未満の者は五圓、同一〇〇圓以上の者は八〇圓とす〕  
〔未満の者は八〇圓、同一〇〇圓以上の者は一〇〇圓とす〕

一六九 某百貨店

五〇—五〇〇

二二〇日以上  
五以内

一七一 某ホテル

五

二二〇日以上  
一四日以上

一七五 某拓殖會社

一四日以上

〔就縛一ヶ月以上に亘りたるとき更に七圓を給付す〕

一八〇 某ビルディング會社

二〇

三〇日以上  
〔入會後三ヶ月經過の會員に限る〕

(ロ) 療養費其の他の名目を以て療養中の一定期間給付を爲すもの

療養費其の他の名目を以て療養中の一定期間給付を爲すものは僅かに二三に過ぎないが、此の方の問題であるが、入院の場合に限り待期の設けないものが一あつたのみで、他は全部相當法は現行健康保険法に於ける給付と同一の形體を備へており、政府當局に於て新に實施せんとして研究中の問題があるので内容に立ち入り詳しく検討して見たいと考へる。

(1) 待期 先づ第一に私傷病の場合に於ける待期(業務傷病の場合に待期を設けてゐるのは皆無である)の問題であるが、入院の場合に限り待期の設けないものが一あつたのみで、他は全部相當の待期を置いて給付を爲すこととしてゐる。即ち判明せる一四社に就てみれば三日、五日、七日各一社、一四日三社、四日、一〇日、二一日、三〇日各二社の内譯となる。尙外に待期を給料の支給を半減せられたる日とするもの二社、給料の支給を停止せられたる日とするもの三社あり、

又休療二週間以上にして且つ給料の支給を停止せられたる日とするものが一、給料の支給を停止せられた日との二〇日後とするものが一あつた（外に不明一あり）が、待期の判明せる一四社の平均は一三・四日である。

(2) 給付期間 次に給付期間であるが、之も業務傷病の場合は殆んど問題とならないので、私傷病の場合に付て見ると次の通りであつて、二〇日から最長一二〇日であり、其の平均は大體六三・二日である。

給付期間	一 二〇日間	二 九〇日間	三 六〇日間	四 五〇日間	五 三〇日間	六 二八日間	七 二〇日間
一	一	二	二	五	四	一	一

三〇—二〇日間

糸井千波の日記

卷之二

卷之三

(續作の相違) 繼作の相違は、元の作の骨組を踏襲するが、その外に新分である。新分

種別に依り給付額を定むるものもあるが孰れも極めて少い。給付金額に付ては次表に掲げることとするが、俸給の日割換算額を標準とするものは一日に付四割見當であり、他の方法に依るもの是一日一圓程度である。

## 休療中相當期間一定金額を給付する事例

會社名	一日の給付額	給付期間	給付總額	備考
A、業務に基因するもの				
五某紡績會社 紿料日額全額				
療養中				
但し健康保険組合より傷病手當金の給付 社を受くる者に對しては其の給付期間中會 社より受くる賃金との差額を給付す				

但し健康保険組合より傷病手當金の給付を受くる者に對しては其の給付期間中會社より受くる賃金との差額を給付す



C、業務上、業務外の區別なきもの

九〇	某窯業會社	給料日額の五〇%
九二	某瓦斯會社	タ
一一九	某鐵道會社	タ b a タ
一二一	某鐵道會社	タ
一八	（但し健康保険被保險者は給料日額の二割五分とす）	六〇
四五	（右に同じ）	九〇
出勤迄	六〇	日
四五	（右に同じ）	日
六〇	（右に同じ）	日
六〇・〇〇	（右に同じ）	円
六〇	（右に同じ）	円
一一五	某鐵道會社	タ
一四九	某運輸會社	タ
一〇〇	（右に同じ）	円
六〇	（右に同じ）	円
三五	（右に同じ）	%
不明	（右に同じ）	

三〇

一二〇 某電氣軌道會社 紿料日額の二〇%  
○・五〇円

六〇

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

二八 一四〇〇(右に同じ)

一二一某鐵道會社 紿料日額の五〇%  
○・五〇円

六〇

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

三〇

一二四某運輸會社 ○・六〇一円  
○・五〇

五〇

三〇一一二五円

六〇

最低額は自宅治療、最高額は入院の場合  
とす。但し日給者は自宅治療一日に付八  
〇錢、入院同二圓五〇錢とす。  
右給付は歯科治療の場合を含まず、又半  
期間一回限りとす。

(ハ) 療養又は手術等に要したる費用の一部を給付するもの

療養又は手術等に要したる費用の一部を給付するものは一社に於ける共濟施設であるが、療養の種類に依り夫々給付額を異にするは勿論、給付を受くるにも自ら種々なる條件を必要とし、又日數或は總額に於て一ヶ年の給付限度が設けられており、之等を一貫して見なければ實際の給付の状態を窺ふことは困難と考へられるので、次に主なる事例を表示することとした。

### 療養、手術等に要したる費用の一部を給付する事例

會社名	給付率	一ヶ年の給付限度		備考
		日數	金額	
四某製絲會社	60/100	一〇〇	圓	<small>(歯科治療の場合は給付率百分の五〇、給付限度三〇圓以内とす)</small>

一二二某度量衡器製作所(嘱託醫以外)  
三二一〇三

一

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

二八 一四〇〇(右に同じ)

六六某木材會社

一

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

二八 一四〇〇(右に同じ)

六九某製菓會社

一

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

二八 一四〇〇(右に同じ)

九〇某工業會社

一

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

二八 一四〇〇(右に同じ)

九二某瓦斯會社

一

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

二八 一四〇〇(右に同じ)

九四某電氣會社

一

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

二八 一四〇〇(右に同じ)

一七八某電氣軌道會社(嘱託醫以外)  
一〇一〇

一

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

二八 一四〇〇(右に同じ)

一七一某ホール(嘱託醫以外)  
九一〇

一

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

二八 一四〇〇(右に同じ)

一二二某度量衡器製作所(嘱託醫以外)  
三二一〇三

一

一一四二一(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

二八 一四〇〇(右に同じ)

### ii 手術料

(健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(嘱託醫)1/2(嘱託醫以外)3/10とす)

九四 某電氣會社  $\frac{1}{2}$

一七一 某ホテル  $\frac{7}{10} \text{ 圓}$

嚙託醫以外

1010

一回の手術料五圓以上の場合に限る

一〇〇入會一年未満の者は三〇圓を限度とす

### iii 入院料

九〇 某窯業會社 一日二圓

一二〇日

九二 某瓦斯會社 一日二圓

一二〇

九四 某電氣會社 一日二圓

一五〇

一二五 某鐵道會社 全額

一一〇

一七一 某ホテル 一日三圓

一一〇

### (2) 出產給付

女子職員が在職中出産したる場合に於て給付を爲すものは六二共濟施設中二九であるが、之を給付の種類に分てば、見舞金の名目を以て一時金を給付するもの二二、出産の前後に於て休業したる期間に應じ手當金を給するもの五、兩者を併せ給するもの二である。其の詳細は次表の示す通りである。

が、一時金の額は五圓乃至三〇圓で、其の平均は七圓五〇錢餘となり、又出産の前後に於ける休業期間に應じ手當金を給するものには、俸給日額を標準とするもの及單に金額を以て決めてゐるものとあるが、前者の平均は五割弱であり、後者に依つてゐるものは二社であつて五〇錢及一圓である。又給付期間は出産の前後を通じ二八日以上七〇日、平均四三・六日である。

### A 一時金を給する事例

會社名	給付額	備考
二〇 某電機製作所	五円 〔經產は三圓とす〕	
二一 某車輛製造會社	一〇	
二五 某電機會社	五	〔缺勤一〇日以上に亘る時は別に手當金を給付す〕
三一 某電機製造會社	五	
三三 某電話機製造會社	二〇	〔初產に限る〕
五九 某發火物會社	二〇	
六〇 某窯業會社	二〇	
六二 某窯業會社	一八	

〔當社には二共濟施設あり兩者より給付するを以て其の合計額を計上せり但し入會一年未満の者は各半額とす〕

六四 某製氷會社 五一〇円

正會員五圓  
副會員一〇圓

六五 某製糖會社 一〇一〇円  
〔入會一年未滿二〇圓  
但し経産は入會一年以上の者に限り一〇圓とす。尙健康保險法により保険給付を受くるときは右の半額とす〕

六六 某木材會社 一〇一〇円  
〔経産は三圓とす〕

七一 某製帽會社 一〇一〇円  
〔経産は五圓とす〕

一〇三 某礦業會社 一〇一〇円  
〔経産は五圓とす〕

一〇四 某礦山會社 一〇一〇円  
〔出產一四日經過後給付す〕

一〇五 某鐵礦業會社 一〇一〇円  
〔入會一年未滿一五〇圓  
同三年以上二〇圓〕

一〇六 某鐵道會社 一〇一〇円  
〔缺勤一五日以上に亘る時は別に手當金を給付す〕

一〇七 某運輸會社 一〇一〇円  
〔入會一年未滿一五〇圓  
同三年以上二〇圓〕

一三一 某鐵道會社 一〇一〇円  
〔入會一年未滿一五〇圓〕

一三二 某鐵礦業會社 一〇一〇円  
〔入會一年未滿一五〇圓〕

一五〇 某土木建築會社 一〇一〇円  
〔入會一年未滿の者は半額とす〕

一五一 某土木建築會社 一〇一〇円  
〔入會一年未滿の者は半額とす〕

一六三 某生命保險會社 一〇一〇円  
〔入會一年未滿の者は半額とす〕

一七一 某ホーテル 一〇一〇円  
〔初産に限る〕

平

均

一・一  
七・五〇  
一・四・三七四

### B 出產の前後に於ける休業中手當金を給する事例

會社名	支給額	支給期間	備考
四 某製絲會社	五分		
五 某紡績會社	五三		
五八 某加工製紙會社	四		
九〇 某窯業會社	四五	七〇	〔入會後一ヶ年經過の會員に限る〕
九二 某瓦斯會社	五		
二五 某電機會社	一〇〇円	二八 〔建康保險法による給付又は傷病給付金を受くる場合 は此の限りに非らず〕	〔右に同じ〕
		三〇	〔入會三ヶ月以上の會員にして缺勤一〇日以上の場合 に限る。一〇日未満の場合は一時金のみを支給す〕

二二二 某鐵道會社

〇五〇四

二二八、<sup>日</sup>缺勤一五日未満の場合は一時金のみを支給す

(3)

死亡給付は謂ふ迄もなく共濟施設としては最も重要な事業の一つであるから、此の給付を缺く施設の存することは殆んど想像出來ない。實は今回の調査に於ては死亡給付に就て何等の質問をも發しなかつたに拘らず、五一社の多數から細目に亘り回示を得たことは明かに之を立證するものと言へよう。仍て死亡給付に就ても特に之を採録することとした次第である。

死亡給付は之を目的より分類すれば（イ）遺族扶助の目的を以て給するもの（ロ）香料の趣旨を以て給するものの（ハ）葬祭を行ふ費用の一部に充てしむる爲給するもの、大體三つに分つことが出来る。併し各社に於ける共濟施設の實際を觀るに、給付金の名稱を混同して用ゐられてゐるから、前記の如く目的に依つて區分することの出來ないものが相當にあり、而も前の二者を併せ給してゐるものもあつて之等を各別に取扱つても、一、共濟施設の死亡給付状態を知ることは困難であるので、便宜三者を一括し共濟施設に於て用ゐてゐる名稱に基き表示することとした。隨つて葬祭料として給付せられるものでも、實際に於ては遺族扶助料に該當するもの、或は遺族扶助料の名目を以て給付せられるもので、實は弔慰金或は葬祭料に當るものもあるが、一施設の給付を一貫して見れば自ら其の目的とする所を

察知し得られると考へる。

**A** 扶助料、弔慰金、葬祭料中の一種を給付するもの

二六 某造船會社

---

同同入  
料會  
1十三三一  
100死年年一  
亡以上未滿年  
在會月數  
當時給料(入會當時一  
÷2給○五

一一九 某鐵道會社

四〇一  
一〇五

入會三年未滿	一〇·八一
同	五年同
同	一九·八一
七年同	三〇·五二
四八·四五	一六·五〇

四五一一〇四

C		弔慰金のみを給付するもの		備考
会社名	給付額	給料	業務上	
一四九 某運輸會社	一〇〇円	二〇日以上	一五〇円	（外に業務外の場合は一年未満五〇円を加給する）
二某紡績會社	一〇一五円	二〇日	一五〇円	（但し一〇〇円を超ゆるときは一〇〇円、二〇円未満のときは五〇円とする）
二〇某電機製作所	四五〇円	二〇日	一五〇円	（ときは二〇〇円、五〇円未満のときは五〇円とする）
二二某度量衡器製作所	三〇	（入會三ヶ月経過の會員に限る）	一五〇円	
二五某電機會社	五〇		一五〇円	
三一某電機製造會社	二〇		一五〇円	
三三某電話機製造會社	五〇		一五〇円	
五〇某製線會社	二〇		一五〇円	

C 弔慰金のみを給付するもの

五九 某發火物會社

六〇 某發火物會社

六一 某窯業會社

六二 某窯業會社

六三 某製冰會社

六四 某製冰會社

六五 某製糖會社

六六 某木材會社

七一 某製帽會社

九〇 某窯業會社

九二 某瓦斯會社

一〇三 某鑛業會社

一〇五 某炭礦會社

一〇六 某鑛業會社

一一八 某電氣鐵道會社

一二一 某鐵道會社

一二五 某鐵道會社

一五一 某土木建築會社

一六三 某生命保險會社

一六五 某生命保險會社

一六九 某百貨店

一七一 某ホテル

一七二 某ホテル

一八〇 某ビルディング會社

二〇〇円

二〇〇円

一五〇

一〇〇

備考 外に給付額不明のもの五ありたり

(當社はa、b二共濟施設より給付す)

(入會一年未滿の者は半額とす)

(正會員は五〇圓、副會員は三〇圓とす)

(入會一年未滿の者は五〇圓、同一〇年未滿の者は一〇

(最低額は入會三年未滿の者、最高額は同二〇年以上の者とす)

(准會員(入會二年未滿)は一〇圓乃至二〇圓とす)

(員(入會二年以上)は三〇圓乃至八〇圓とす)

(特別會員は五〇圓以上、名譽會員は五圓乃至五〇圓とす)

(業務上の場合には葬祭料(次表参照)を給付す)

(業務上の場合には葬祭料(次表参照)を給付す)

(業務上の場合には葬祭料(次表参照)を給付す)

(業務上の場合には葬祭料(次表参照)を給付す)

(五年以上の者五〇圓とす)

(入會一年未滿の者一〇圓、同五年未滿の者三〇圓、同

(入會一年未滿の者は半額とす)

(月給一〇〇圓未滿の者は一〇〇圓、同一〇〇圓以上の者は月給一〇〇圓未滿の者は一〇〇圓、同一〇〇圓以上の者は月給一ヶ月分、但し二〇〇圓を限度とす)

(月給五〇圓未滿の者一〇圓、同一〇〇圓未滿の者一五圓、同一〇〇圓以上の者二十五圓とす)

## D 葬祭料のみを給付するもの

會社名	給付額	備考
四八 某金屬管製造會社	二〇〇円	
九〇 某窯業會社 業務上	給料 四〇日分	(六〇圓に満たざるときは六〇圓とす 業務外の場合には弔慰金を給付す(前表参照))
九二 某瓦斯會社 業務上	四〇日分	(六〇圓に満たざるときは六〇圓とす 業務外の場合には弔慰金を給付す(前表参照))
一〇四 某鑛山會社	二円	
一二四 某運輸會社	一・五〇×勤続月數	(入會一年未滿の者一〇〇圓、同三年未滿の者二〇〇圓 同三年以上の者三〇〇圓とす)
備考	外に給付額不明のもの一ありたり	

## B 會員家族に對する給付

事業主及職員の相互救濟施設に於て、會員たる職員の家族の吉凶弔慰金に對しても給付をすると云ふことは、全く日本精神を基調とする家族主義の一つの現れであつて、他國に見るを得ない事例である。今回の調査に採録した共済施設の大部分は、給付の範圍を家族に迄及ぼしてゐるのであるが、茲には家族の傷病に罹りたる場合の給付並に家族の死亡したる場合弔慰金、見舞金等の名目を以て給付せらるゝものゝ二者に就きて其の概要を記すこととした。

其の前に明かにして置く必要のあるのは給付を受け得る家族の範囲であるが、會員の父母、配偶者子女に限るもののが最も多く、兄弟姉妹、會員の扶養家族或は同居の家族に迄及ぼしてゐるものもあるが、其の數は極めて僅少である。

## (1) 傷病給付

會員たる職員の家族が傷病に罹りたる場合に給付を爲すものは、六二共済施設中一九即ち三割餘であるが、會員自身の場合に比し給付程度の低下してゐることは勿論、會員との續柄の輕重に依つても給付額に差異がある。仍て茲には家族を配偶者、子女、父母、其の他の四つに分ちて給付の概要を記すこととした。猶給付の種類、方法等に就ては前の會員なる職員の場合と全く同様であるから重ねて説明しない。

(イ) 見舞金其の他の名目を以て一時金として給付を爲すもの 見舞金其の他の名目を以て一時金として給付を爲すものは六社に於ける共済施設であるが、内四は父母、配偶者、子女の三者の場合に限られ、他の二は兄弟姉妹に迄及んでゐる。然し實際の給付に當つては、配偶者及子女の場合は兎に角其の他の家族に對しては同居又は同籍内に在るもの、或は扶養義務あるものに限る等の制限の附せられてゐるのが通例である。

## 一時金給付の事例

會社名 配偶者 子女 父母 其他の家族 備考

一九 某電機製作所

五円

三円

五円

四円

二円

一円

考

五八 某加工製紙會社

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇六 某鑄業會社

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一一九 某鐵道會社

五

五

五

五

五

五

一二〇 某電氣軌道會社

五一五

五一〇

五六五

五一〇

五一〇

五一〇

一六三 某生命保險會社

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

(ロ) 治養費其の他の名目を以て療養中の相當期間一定金額を給付するもの

療養費其の他の名目を以て療養中の相當期間一定金額を給付するものは僅かに次の三社に過ぎない。即ち、

六五 某炭礦會社

同居の父母、配偶者又は子女入院治療の場合は入院一日に付一圓を、自宅療養の場合又は會社所屬醫務室に入院し治療を受けたる場合は就褥八日目より一日に付三五錢を給す、但し右給付限度は入會一年未滿の者三〇日、同一年以上の者四五日とし、爾後二ヶ年を増す毎に一五日を延長し一二〇日に至りて止む。猶配偶者に付ては事情により右の倍額迄増給することあり。

一〇五 某炭礦會社

扶養義務あり且つ現に扶養中の同居家族に限り左の通り給付を爲す。

入院の場合 入院後八日目より九〇日間 一日に付一圓五〇錢

自宅療養の場合

内科	療養一五日目より一八〇日間	一日に付 一〇錢
外科	" 一〇日目より "	二〇錢
眼科、耳鼻科	" 一五日目より 九〇日間 "	五錢

但し右は會社所屬病院に於て治療を受けたる場合に限り、社外病院治療の場合は特別の事情ある場合の外給付せず。

一二四 某運輸會社

同籍且つ現に扶養しつゝある同居家族若は同籍ならざるも現に扶養しつゝある會員並に妻の實父母實子にして、所定の日數以上引續き醫師の治療を受けたるとき左記に據り給付を爲す。

本俸二〇〇圓以上の者二〇日目、本俸一〇〇圓以上の者一五日目、本俸一〇〇圓未滿の者一〇日目より自宅療養の場合一日に付四〇錢、入院療養の場合一日に付一圓

但し半期を通じ五〇日を限る。

因に前記三社に於ける事例を表示すれば次の通りである。

#### 療養中相當期間一定金額を給付する事例

會社名	適用範囲	一日の給付額	給付期間	給付總額
六五 某製糖會社	父 子配偶者 母 b a	一・三五 <small>円</small>	三〇一一二〇 <small>日</small>	一〇・五十四二 <small>円</small>
一〇五 某炭礦會社	家 族 c b a	一〇・二〇 一・五〇五	一八〇〇〇 <small>日</small>	一八一三六 <small>円</small>
一二四 某運輸會社	家 族	一四〇〇 五〇	二〇一五〇 <small>日</small>	一三五四〇 <small>円</small>

(ハ) 療養又は手術等に要したる費用の一部を給付するもの 療養又は手術等に要したる費用の一部を給付するものは一〇社で、内六社は單に家族とあるのみで其の範囲が判らないが、判つてゐる四社に就てみると、父母、配偶者及子女に適用するもの二社、祖父母にも及ぶもの、祖父母及孫に迄及ぶもの各一社であつて、又單に家族とあるものゝ内には同居の家族に限るもの二社、同籍且つ扶養中の家族に限るもの三社あつて、他の一社は家族の範囲を其の都度定めることとしてゐる。

次に給付の種類であるが、前に述べた會員たる職員の場合と同様、療養、手術、入院の三種に分たれてゐるが、前記一〇社に就て見れば療養、手術、入院の何れの場合にも給付をなすものは僅かに電氣器具製造業の一社であつて、療養、入院の二つの場合に給付をなすもの三社、療養、手術の二つの場合に給付を爲すもの一社であり、療養費のみの給付を爲すもの五社と云ふ内訳となる。尙前記三種の場合に於ける給付状況は次表の通りである。

#### 療養、手術等に要したる費用の一部を給付する事例

##### (1) 療 養 費

会社名 給付率  
配偶者 子女 父母 其の他の家族及  
其の他の家庭及  
の家

給付限度の日数  
金額

備考

六三某醤油會社 嘴託醫託  $\frac{1}{2}$   $\frac{1}{2}$   $\frac{1}{2}$   
六六某木材會社  $\frac{1}{2}$   $\frac{1}{2}$   $\frac{1}{2}$   $\frac{1}{2}$

一一八某電氣鐵道會社 嘴託醫託  $\frac{1}{2}$   $\frac{1}{2}$   $\frac{1}{2}$   
一一九某電氣軌道會社 嘴託醫託  $\frac{1}{2}$   $\frac{1}{2}$   $\frac{1}{2}$

六〇円

一二三某度量衡器製作所 (嘱託醫以外)  $\frac{1}{1}$   $\frac{1}{8}$   $\frac{4}{4}$   
一二一某度量衡器製作所 (嘱託醫以外)  $\frac{1}{1}$   $\frac{1}{8}$   $\frac{4}{4}$   
一二二某窯業會社  $\frac{1}{1}$   $\frac{1}{1}$   $\frac{1}{1}$   $\frac{1}{1}$   
一二三某窯業會社  $\frac{1}{1}$   $\frac{1}{1}$   $\frac{1}{1}$   $\frac{1}{1}$

九〇円

九〇某窯業會社

九二某瓦斯會社

九四某電氣會社

一二五某鐵道會社

$\frac{3}{10}$   $\frac{1}{6}$   $\frac{10}{10}$

(但し療養者の負擔額は最  
低五圓を下ることを得ず)

一二六某度量衡器製作所 (嘱託醫以外)  $\frac{1}{4}$   $\frac{3}{10}$   $\frac{10}{2}$

(但し療養者の負擔額は最  
低五圓を下ることを得ず)

一二七某度量衡器製作所 (嘱託醫以外)  $\frac{1}{4}$   $\frac{3}{10}$   $\frac{10}{2}$

(但し療養者の負擔額は最  
低五圓を下ることを得ず)

一二八某度量衡器製作所 (嘱託醫以外)  $\frac{1}{4}$   $\frac{3}{10}$   $\frac{10}{2}$

(但し療養者の負擔額は最  
低五圓を下ることを得ず)

一二九某度量衡器製作所 (嘱託醫以外)  $\frac{1}{4}$   $\frac{3}{10}$   $\frac{10}{2}$

(但し療養者の負擔額は最  
低五圓を下ることを得ず)

一二〇某度量衡器製作所 (嘱託醫以外)  $\frac{1}{4}$   $\frac{3}{10}$   $\frac{10}{2}$

(但し療養者の負擔額は最  
低五圓を下ることを得ず)

## (2) 死亡給付

會員家族に對する死亡給付は會員本人の場合と異り、會員に弔意を表する意味を以て給付されるものと見る方が妥當であり、從つて給付金額の如きも香花料、葬祭料の範圍を超えないことは當然である。此の趣旨に於て會員家族の死亡したる場合に給付を爲すものは、六二共濟施設中の四五即ち七割餘であるが、死せる家族と會員との續柄の輕重により、或は同居又は扶養の有無により給付額に差

異を設けられてゐるので、茲では前の場合と同様家族を配偶者、子女、父母、其の他の家族の四つに分ち給付額を表示することとした。猶所謂共濟施設に於ける家族の定義に就ては、前に述べて置いた通りであるから更に説明することを省略する。

死亡給付の事例

者及父母は會員醵金月額の配偶

同籍の四割、生後一年以上経過の会員但し入会は同二割とする。但し上月同額の四割を已に納入した者は、及父母は経費の負担を免除する。

五六

## 五、共濟施設の昭和七年度に於ける收支統計

一、收  
入（二〇施設）

	種別	總額	一施設平均額	率(%)
機械	會員の醸金	一八三、九六八・三〇	九、一九八・四一	五五・六
三施設	會社の補助金	八二、九九三・六六	四、一四九・六八	二五・一
平均	其他の収入	六三、八六九・六四	三、一九三・四九	一九・三
	合計	三三〇、八三一・六〇	一六、五四一・五八	一〇〇・〇
	譯			
染織	會員の醸金	一、九四〇・九二	一、九四二・二九	一、九四二・二九
一施設	會社の補助金	一、九四二・二九	四一一・六七	四一一・六七
最高	其他収入	四、二九四・八八	四、二九四・八八	四、二九四・八八
最低	合計	八八五・四六	一、九四五・八三	一、九四五・八三
機械		一、四九四・三〇	三一一・一三	三一一・一三
三施設		五八四・〇〇	一五・二七	一五・二七
平均		一、〇三九・一五	九〇〇・七三	九〇〇・七三
		五八〇・八五	一、四六三・三七	一、四六三・三七

金屬一施設	二、九八九・〇一	五、八八九・〇一	四七八・九七	九、三五六・九九
化二施設	九、九〇二・七七	七八五・四〇	七、六二一・六八	二〇、九四六・〇〇
學二施設	五、三四四・〇九	六、六〇六・八九	四、四三六・三四	八、三九七・〇八
瓦斯電氣三施設	三一、六六〇・一二	三一、六六七・七五	六、二〇七・七九	一四、六七一・五四
鋼二施設業	三、六二三・五四	三、〇〇〇・〇〇	一、二七五・一六	六九、五三五・六六
鐵二施設	一一、七六一・二二	一一、五五五・九二	二、四九四・三二	七、八九八・七〇
交七施設通	一一、九〇四・二三	一一、五五五・九二	二五、八一一・四五	二五、八一一・四五
保一施設險	一、一一九・〇〇	一、一一九・〇〇	四、七一九・〇〇	三、五五一・八六
總額	二、〇一一・六二	三、六〇〇・〇〇	六四七・六三	四、一三五・四三
別種	八五、七七六・六三	一〇、〇〇〇・〇〇	一七、五七七・三三	九八、七七一・三六
別	七二九・六〇	三六四・八〇	四〇・六六	一、九一二・〇一
病給付	一四、七三一・六一	四、二二三・九三	五、九七七・三九	二五、一五四・六六
傷給付	一四、一七九・五二	七、〇八九・七六	三七三・一三	二一、六四二・四一
出給付	一〇四、五九九・五三	一〇四、五九九・五三	一〇四、五九九・五三	一〇四、五九九・五三
亡給付	一、七三五・七二	八六・七九	〇・六	〇・六
小計	四五、三八四・九一	二、二六九・二四	一五・七	一五・七
死亡給付	一五一、七二〇・一六	七、五八六・〇一	五二・四	五二・四
其他の給付	一二九、七二〇・五五	六、四八六・〇三	四四・八	四四・八
雜支	八、一一七・四三	四〇五・八七	二・八	二・八
合計	二八九、五五八・一四	一四、四七七・九一	一〇〇・〇	一〇〇・〇

## 二、支

出(二〇施設)

## 總額

## 一施設平均額

率(%)

企業別	傷病給付	出產給付	死亡給付	小計	其他の給付	雜支出	合計
機械三施設	一、三二一・〇〇						
染織一施設	三、三五六・三〇	四六九	六〇〇	三、三五六・三〇	三三九・四	二五・八	三、三五六・三〇
合計	三、三五六・三〇	四六九	六〇〇	三、三五六・三〇	三三九・四	二五・八	三、三五六・三〇

備考 傷病給付、出產給付、死亡給付は會員(又は組合員)に對する給付にして家族給付を含まず

## 内譯

最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均
三五七・〇〇	三四〇・〇〇	三五七・〇〇	三五七・〇〇	三五七・〇〇	三五七・〇〇	三五七・〇〇	三五七・〇〇
一〇三・〇〇	一六五・〇〇	一〇三・〇〇	一六五・〇〇	一〇三・〇〇	一六五・〇〇	一〇三・〇〇	一六五・〇〇
三三六・三〇	四〇〇・〇〇	三三六・三〇	四〇〇・〇〇	三三六・三〇	四〇〇・〇〇	三三六・三〇	四〇〇・〇〇
一三四・六八	一四〇・七〇	一三四・六八	一四〇・七〇	一三四・六八	一四〇・七〇	一三四・六八	一四〇・七〇
一〇六・〇一	一六六・〇一	一〇六・〇一	一六六・〇一	一〇六・〇一	一六六・〇一	一〇六・〇一	一六六・〇一
四七八							

金一施設屬

五七〇〇

七九〇〇

一三五〇〇

一八四六三六六

一〇三〇〇

一九八三六六

化二施設學

五五、二一〇八三

七三〇〇

六四七五〇〇

一四、三八三〇

八〇八九〇

一〇、七四、三六

瓦斯三施設氣

三、七四、〇五

一〇八三

二、六七三、六

七、一〇六六、一

一、二一三

一、九、三九、七七

鑛二施設業

四〇〇、〇〇

一〇九三

一、五九〇、〇〇

一、九、七四、八五

一、一六三九〇〇

一、三九一、八〇

瓦斯電三施設氣

五、五、二一〇八三

七三〇〇

一、六三〇、〇〇

一、七、二四、九五

一、三〇、一〇

三、七三七四〇〇

交七施設通

一八八、〇〇

一〇九三

一、五九〇、〇〇

一、九、七七〇、〇〇

一、三〇、一〇

六〇、五五、七七

保一施設險

五、三〇〇〇

三五〇〇

一〇、〇五、〇〇

一、九、七九三、〇〇

一、三〇、一〇

六〇、五五、七七

## 三、收 支 情 況 (二〇施設)

鑛二施設業

二、九四、〇〇

一〇九三

一、五九〇、〇〇

一、九、七七〇、〇〇

一、三〇、一〇

六〇、五五、七七

交七施設通

一八八、〇〇

一〇九三

一、五九〇、〇〇

一、九、七九三、〇〇

一、三〇、一〇

六〇、五五、七七

保一施設險

五、三〇〇〇

三五〇〇

一〇、〇五、〇〇

一、九、七九三、〇〇

一、三〇、一〇

六〇、五五、七七

支引剩餘金

二八九、五五八、一四

一四、四七七、九一

一六、五四一、五八

四〇、三〇

二〇、六〇零、三〇

收 入

五、三〇〇〇

三五〇〇

四〇〇〇

六、三九〇、〇〇

一四、二七五、〇〇

三〇、六〇零、三〇

總額

三三〇、八三一、六〇

四〇〇〇

六、三九〇、〇〇

一四、二七五、〇〇

四〇、三〇

二〇、六〇零、三〇

## 第二章 會社單獨負擔に依る救濟施設

共濟施設と併行し或は共濟施設に代り、會社單獨負擔を以て職員又は其の家族の傷病、出産、死亡等の場合に救濟を爲しつゝあるものは、一八四社中一二四の多數を占めてゐるが、其の大部分は會社の醫療機關或は囑託醫制の運用に依り傷病、出産の場合療養費又は藥價の補助を爲すに止まつてゐる。又一定の規定に基きて現金を以て救濟をなしつゝあるものでも、救濟の範圍は共濟施設の如く廣汎に亘ることは稀である。而も規定其の物が大部分内規の取扱となつてゐる關係上、細目に亘つて回示に接し得なかつたものも相當數に上り、其の全貌を知り得なかつたことは遺憾であつたが、判明してゐるものに付以下項を追うて其の概要を記すこととする。

### 一、職員に對する給與

#### (1) 傷 病 紙 興

職員の傷病事故に對し現金の給與を爲すものは前の共濟施設の場合と同じく、(イ)一時金を以てする見舞金、(ロ)療養期間に應じ一定期間給與を爲すもの及(ハ)療養又は手術等に要したる費用の一部を補助するもの、三者に分れてゐるが、内(ハ)は前に述べた如く醫療機關若は囑託醫制の運用に依り救濟するものと實質に於て全く同一であるから兩者を一括して記すことし、以上三つの事例に就て其の概要を表示することとする。

尙前記以外に傷病の有無に拘らず、毎月一人に付一圓の醫藥手當金を給與するものが一社(炭礦會社)あつた。

(イ) 見舞金其の他の名目を以て一時金を給與する事例(一〇社) 準印は外に共濟施設を有す

會 社 名	給 興 額	備 考
※ 四 某 製 絲 會 社	職 員 一 級 二 級	一〇 円 七五 円 (就縛二週間に亘るとき 准職員は五圓以内とする)
二九 某 機 械 製 作 所		
※ 六 四 某 製 水 會 社		月俸の三分の一 (就縛一ヶ月以上に亘るとき 但し入社後六ヶ月以上經過の職員に限る 相当額)
七八 某 染 料 製 造 會 社		(就縛三週間に亘るとき但し傷病永きに 亘りたるときは更に給與を爲すことあり (資格、傷病の程度及就縛期間の長短等によ り給與額を異にする)
八六 某 印 刷 會 社		一〇一二〇

六四

※ 九〇 某 烟業會社

五

(就賄三週間以上に亘るとき  
雇員は三圓とす)

※ 九二 某 瓦斯會社

五

(就賄三週間以上に亘るとき  
雇員は三圓とす)

一五七 某 銀行

三四〇

(就賄三ヶ月以上に亘るとき  
但し内一五圓は頭取より給與す)

一五八 某 銀行

其の都度定む

(重患なるとき)

※ 六五 某 製糖會社

入院、轉地又は自宅療養の場合は療養一日目より一日に付四〇錢乃至一圓二〇錢の割合にて  
社長より見舞金を給す。

猶會社の醫務室に於て治療を爲す場合は藥價以外の治療費全額を會社に於て負擔す。

一〇〇 某 瓦斯會社

(ハ) 療養又は手術等に要したる費用の一部を給與するもの及醫療機關又は  
健康保險法の被保險者に限り療養缺勤六ヶ月迄若干の療養費補助を爲す。  
但し其の金額は缺勤中會社より受くる給料と傷病手當金との差額を標準とす。

指定醫の運用に依り無料又は廉價にて療養をなさしむる事例(六四社)

(イ) 療養又は手術等に要したる費用の一部を給與するもの

會社名 會社の負擔額 備考

一八 某 紡績會社 (診察他料

全額

(月俸一〇〇圓以上の職員及健康保險法の被保險者  
以外の職員に適用し一八〇日を限度とす  
但し歯科治療の場合を除く)

※ 六三 某 醬油會社

1/2

(但し健康保險法の被保險者には適用せず)

六八 某 酒造會社

35  
100  
—  
15  
100

(手術料及入院料に對しても適用す  
但し療養最初の一ヶ月間は35/100、爾後一ヶ月間は  
25/100、爾後一ヶ月間は15/100とし三ヶ月を限度とす)

※ 七〇 某 煙業會社

一部  
—  
全額

(在外職員が風土病又は之に準ずべき病氣に罹り一  
週間に亘り療養したる場合に限り適用す)

一〇一 某 瓦斯會社

1/2

(上記は會社經營の病院なき地に勤務する職員に對する給付率とす)

※ 一〇三 某 鑄業會社

(其診察他料

8  
10  
—  
全額

(上記は會社經營の病院なき地に勤務する職員に對する給付率とす  
猶治療の爲要したる旅費全額を給す)

※一〇四 某鑛山會社

1/2

(指定醫による場合に付ては次項(ii)参照)

※一〇六 某鑛業會社

1/2  
1/2  
全額(手術料及入院料は $\frac{1}{2}$ とす  
但し入院一日の給付は三圓以内とし、又各項給付  
の總計は一年一〇〇圓を限度とす、傳染病其の他  
指定疾病の場合は例外とす)

一一一 某鑛業會社

1/2

藥價及處置料

※一二一 某鐵道會社

1/2

一三一 某汽船會社

1/2

(社員中船舶役員に限り適用し、三ヶ月を限度とす)

一三三 某汽船會社

1/2

(在外職員に限り適用し、三ヶ月を限度とす)

一三九 某倉庫會社

2/10

(手術の場合にも適用す、猶上記は指定醫における  
場合とす、割引額に付ては次項(ii)参照)

一七〇 某百貨店

2/3

(入院の場合も上記率とす  
会社の醫療機關又は指定醫を利用したる場合に付  
ては次項(ii)参照)

※一七二 某ホテル

全額

(トラホーム治療の場合に限る)

會社名

割引額

備

一某紡績會社

(病院又は醫局  
診察料  
全額

六某製絲紡績會社

(藥價以外  
の醫療費  
全額初診  
價格  
全額

※二某紡績會社

3/10額

全額

(入院の場合にも適用)

八某染織會社

2/10額

全額

(入院の場合にも適用)

九某紡績會社

2/3額

全額

(月俸一〇〇圓以上の職員及健康保險法の被保  
險者以外の職員に適用し、一八〇日を限度とす  
但し歯科治療の場合を除く)

※二〇某電機製作所

1/2額

全額

(入院の場合にも適用)

※二六某造船會社

2/10額

全額

(入院の場合にも適用)

※二九某機械製作所

4/10額

全額

(入院の場合にも適用)

※三一某電機製造會社

2/10額

全額

(入院の場合にも適用)

考

(入院料割引額は  $\frac{4}{10}$  とす)

三二 某 鐵 工 所	( $\frac{3}{10}$ 診察料 + $\frac{4}{10}$ 全額)
三五 某 造 船 會 社	$\frac{1}{2}$ 全額
三六 某 造 船 會 社	$\frac{1}{2}$ 全額
※ 四八 某 金 屬 管 製 造 會 社	$\frac{1}{2}$ 全額
五三 某 製 鋼 所	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
五五 某 金 屬 管 製 造 會 社	$\frac{1}{2}$ 全額
五六 某 製 鋼 所	$\frac{1}{2}$ 全額
五七 某 電 線 製 造 所	$\frac{1}{2}$ 全額
※ 五八 某 加 工 製 紙 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
※ 五九 某 製 菓 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
※ 六一 某 醬 油 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
※ 六二 某 製 紙 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
※ 六三 某 製 糖 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
※ 六四 某 製 紙 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
※ 六五 某 製 糖 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
※ 六六 某 製 紙 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
※ 六七 某 製 糖 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
※ 六八 某 製 糖 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額
※ 六九 某 製 菓 會 社	$\frac{1}{2}$ 診察料 全額

(但し健康保険法の被保険者を除く  
(入院、轉地又は自宅療養の場合は別に社長よりの見舞金を給す前項(ロ)参照)

七二 某 ゴ ム 製 造 所	全額
七四 某 化 粧 品 製 造 會 社	全額
八〇 某 烤 業 會 社	全額
八八 某 肥 料 製 造 所	全額
九〇 某 烤 業 會 社	全額
九二 某 瓦 斯 會 社	全額
九四 某 電 氣 會 社	全額
九六 某 電 燈 會 社	全額
※ 一〇 四 某 鐵 山 會 社	全額
一一 二 某 鐵 山 會 社	全額
一一 五 某 炭 礦 會 社	全額
一〇 九 某 炭 鑄 會 社	全額
一一 一 某 鐵 會 社	全額
一一 五 某 煤 礦 會 社	全額

(手術料は  $\frac{1}{2}$  入院料は  $\frac{1}{2} + \frac{2}{3}$  とす、  
(イ) 参照 (イ) 参照)

(指定料以外の醫師による場合に付ては前項

(イ) 参照 (イ) 参照)

一一七 某炭礦會社	約 $\frac{1}{2}$	藥價 $\frac{4}{10}$
※一二一 某鐵道會社		藥價 $\frac{3}{10} + \frac{5}{10}$
※一二三 某電氣軌道會社		藥價 $\frac{3}{10} + \frac{5}{10}$
※一二四 某運輸會社		〔手術料及入院料割引額は $\frac{3}{10}$ とす〕
一二六 某電氣鐵道會社		〔診察他料 $\frac{3}{10}$ 全額〕
一二八 某鐵道會社		〔診察他料 $\frac{1}{2}$ 全額〕
一二九 某鐵道會社	〔診察料 $\frac{1}{10}$ 全額〕	〔診察他料 $\frac{2}{10}$ 全額〕
一三三 某汽船會社	全額	〔手術料は $\frac{3}{10}$ 、入院料は $\frac{15}{100}$ とす〕
一三九 某倉庫會社	全額	〔在外職員には醫療費の約 $\frac{1}{2}$ を給す。前項(i)参照〕
一四八 某倉庫會社	約 $\frac{1}{2}$	藥價 $\frac{3}{10}$
※一四九 某運輸會社	〔診察料全額	〔手術の場合にも適用す(参考に $\frac{2}{10}$ は會社に於て負擔す、前項(i))〕
一五二 某土木建築會社	2/10	
一五六 某銀行	〔診察料 $\frac{3}{10}$ 全額	〔入院料割引額は $\frac{3}{10} - \frac{5}{10}$ とす〕
一六二 某銀行	約 $\frac{1}{2}$	
一六八 某百貨店	$\frac{1}{3} - \frac{2}{3}$	〔指定醫以外の醫師による場合と雖も事情により醫療費(入院料を含む)を給す、前項(i)参照〕
一七〇 某百貨店	$\frac{2}{3} - \text{全額}$ 〔其他 $\frac{2}{10} - \frac{3}{10}$ 全額〕	〔入院及手術の場合にも適用す〕
※一七五 某拓殖會社	約 $\frac{1}{2}$	
一七九 某映畫會社	〔初診他料 $\frac{3}{10}$ 全額〕	〔入院及手術の場合にも適用す〕
※一八一 某物產會社	(2) 出產給與 約 $\frac{1}{2}$	

女子職員の出產したる場合の救濟方法も前の傷病の場合と同様現金を以て給與せらるゝものと、醫療機關の運用に依るものと二様に分れてゐるが、回答は僅かに五社に過ぎず、而も内四社は出產の後に於ける缺勤中、會社より給料の支給を停止せられたる場合の救濟方法のみを講じてゐるものであつて、出產費の補助を爲すものは某礦山會社僅かに一社である。同社では會社の病院に於て出產したる場合に限り、助產料の半額を會社に於て負擔することとしてゐる。然し出產は一種の傷病と看做

されてゐる關係上、前の傷病の場合に於て述べた醫療機關の運用に依る救濟方法は、出産の場合にも適用せられるものと考へられる。會社の病院又は醫局に於て出産したる場合の如きは入院の條に依て待遇せらるゝことは餘りにも當然であらう。

次に出産の前後に於て休業中、會社より給料の支給を停止せられたる場合給與を爲す四社の事例は次表の通りであつて、給與期間には差異があるが、凡て給料日額の全額を給與してゐる。即ち出産の前後に於ける休養期間は缺勤の取扱をしないのが常例と見て差支ない。

會社名	給與期間	缺勤一日に對する給與額
二三 某機械製作所	七〇日	給料日額の全額
※一〇七 某鑛山會社	同	出產の前後を通じ
一〇九 某炭礦會社	同	全額
一四三 某倉庫會社	同	全額
	（產前 後）	出產の前後を通じ
	四二日	九〇日
	二八日	制限なし

## A 業務上死亡の場合

の點に關しては何等の質問をも發しなかつた爲、大部分の會社の事例に接することを得なかつた。併し幸ひ一七社（中額不明のもの五社）から回答を寄せられたので、之を以て一般を律することは勿論不可能と考へるが茲に其の梗概を記すこととした。

猶死亡給與には扶助料又は慰藉料の趣旨を以て給せられるものと、香花料或は葬祭料として給せられるものとあるが、回答社數も少ないことであるから之等を區別せず次の通り一括表示した。

一二六 某電氣鐵道會社

給料 四一八

一三三 某汽船會社 紙料 一八

月分  
二一六雇員は半額とす**B 業務外死亡の場合**

會 社 名

弔慰金又は慰藉料

葬香祭花料又は香花料

備

考

※ 四某製絲會社 紙料 一〇〇一八〇〇

五一一五

雇員は弔慰金五〇圓乃至三〇〇圓、香花料五圓以内とす  
社内に發生せる傳染病による死亡若くは特に同  
情すべき事情ある場合は社長の承認を得て上記同  
退職手當相当額を給與する場合に於ける事は上記同  
弔慰金の五割迄増給することを得る場合に於ける事  
は上記同様の猶傷病の為めに死亡したる場合は上記同  
疗養一ヶ月内に死亡したる場合は上記同様の為めに  
弔慰金の三割を給す

※ 六四某製冰會社 紙料 一〇〇一八〇〇

五一五

在職六ヶ月以上の職員に限る  
一 在職六ヶ月以上の職員に限る

※ 九三某電力會社 紙料 ク 三

月分  
二一

在職中受領したる月俸總額の一三分の一に年五  
分の利息を附し毎期末元金に繰入れたる金額  
一 在職六ヶ月以上の職員に限る

一三三某汽船會社 紙料 ク 二

月分  
二二五

在職中受領したる月俸總額の一三分の一に年五  
分の利息を附し毎期末元金に繰入れたる金額  
一 在職六ヶ月以上の職員に限る

※ 一六五某生命保險會社 紙料 五〇

月分  
二二五

内七五圓は預取より給與す  
月給五〇圓未満の内勤員及見習は上記の半額と  
す

**二、職員家族に對する給與**

## (1) 傷病給與

職員の家族が傷病に罹りたる場合に於て何等かの救濟方法を講じてゐるものは八五社であるが、見舞金の形式を以て一時金を給與するもの二社、療養費の一部を給與するもの八社に過ぎず、其の他の七五社は會社の醫療機關或は指定醫を利用したる場合、實費若は實費以下の費用を以て診療を爲さしむるものであり、而も家族の範囲も限局せられ、又種々なる制限も設けられてゐる。通觀した所職員家族の傷病に對する救濟は住宅施設或は醫療施設の相當完備してゐると認められる工場、事業所に殆んど限られてゐるやうである。

**A 見舞金として給與する事例 (二社)**

※四某製絲會社

職員級の者の家族にして重患に罹りたる場合左の通り給與す。

父母(實父母又は養家若くは婚家の父母)  
配偶者(本人分家したる場合の本家の父母)  
子女(同籍の實子、養子並に夫)  
等の配偶者

職員二級	七圓以内
准職員	五圓ク
	三圓ク

### ※六五某製糖會社

職員級の者の家族にして入院、轉地又は自宅療養一〇日以上に亘りたる場合は本人との續柄を參酌し、一日目より一日に付四〇錢乃至七〇錢を給與す。

(備考) 會社の醫務室に於て治療の場合の給與に就てはB表参照

### B 療養費の一部を給與する事例 (八社)

會社名	會社の負擔額	適用家族の範圍	備考
※六三某醤油會社	診療費 $\frac{1}{2}$	同居家族(但し健康保險被保險者の家族には適用せず)	
六八某酒造會社	診療費 $\frac{1}{4}$	(妻、六〇以上の一五同居父母、一五未満の子女)但し療養最初の一ヶ月間は $\frac{1}{4}$ 、次の二ヶ月間は $\frac{1}{100}$ とし二ヶ月を限度とす	
※七〇某窯業會社	一部—全額	在外職員の妻子(風土病又は之に準ずる病氣に罹りたる場合に限り一週間目より給與す)	
一〇一某瓦斯會社	ク $\frac{1}{2}$	家庭族	
※一〇三某鑄業會社	(診察料 $\frac{1}{2}$ 入院料 $\frac{4}{5}$ 薬價手術料 $\frac{1}{2}$ )全額	家庭族(會社經營の病院無き地に於ける職員家族に限る)	
※一〇四某鑄山會社	診療費 $\frac{1}{2}$	家庭族	
※一〇六某鑄業會社	ク $\frac{1}{2}$ —全額	(扶養義務あり(手術及入院の場合は $\frac{1}{2}$ とす)且つ同居家族(但し入院一日の給與は三圓以内とす、猶家族全部に對する支出は年一〇〇圓を限度とす))	
一一一某鑄業會社	(藥價處置料 $\frac{1}{2}$ ) 同居の父母、妻子(本店及都市所在の支店、出張所の職員家族に限り適用す)		

### (2) 死亡給與

職員家族の死亡の場合に於ける給與に付ても質問事項中に加へてゐなかつた關係上、回答に接したもののは僅かに次の六社に過ぎない。尙職員家族の死亡に對する給與の趣旨、給與の種類、家族の定義等に就ては曩に共濟施設の項に於て述べた所と全く同一である。

會社名	配偶者	子 女	父 母	其他の家族	備考
※四某製絲會社(准社員)	七一四〇円	五一五円	七一四〇円	二十一〇円	一一三円

※ 六四 某製氷會社	月俸の $\frac{1}{2}$ 以内	月俸の $\frac{1}{2}$ 以内	月俸の $\frac{1}{3}$ 以内
※ 九六 某電燈會社	二五円	一	二五円
一四三 某倉庫會社	月俸の $\frac{6}{10}$	月俸の $\frac{1}{2}$	月俸の $\frac{6}{10}$
一五七 某 銀 行	六〇円	七・五一六〇円	六〇円
※一六五 某生命保險會社	五〇円 以内	五〇円 以内	五〇円 以内

(月俸五〇圓未満の内勤員及見習は半額とする)

### 三、醫 療 施 設

醫療施設の利用に依る職員並に家族の傷病に罹りたる場合の救濟方法に關しては、既に屢々述べた通りであるが、醫療施設は工場事業所に於ける福利施設の一として、事業主に於て毎年相當の金額を支出し、職員のみに限らず弘く一般従業員或は其の家族の診療をなしつゝあるものであり、殊に織維工業の如く寄宿制度の發達せるもの或は重工業、鑛業等危險の伴ふ事業に於ては必要缺く可からざる施設である。幸ひ多數の會社より醫療施設に關し回答を得たので施設の種類、之に對する會社の負擔

額に就て其の概要を掲げることとした。

#### (一) 医療施設の種類

今回回答を寄せられた一八四社の内病院又は醫局を有するもの七九社、指定醫制により診療をなすもの五八社であつて、内兩者を併せ有するもの二一社あつて、即ち何等かの醫療施設を有するものは一一六社(六三%)の多數を占めて居る。今是等の醫療施設を業種別に見れば次表の通りであつて、染織、鑛業、機械造船、交通運輸の順序となつてゐる。

種 類	染織	機械	金屬	化學	瓦電	鑛業	交通	土木	計	金融	保險	商業	取引所	計	合計	
病院又は醫局を有するもの	一三	七	五	八	一	七	四	一	四四	六	二	五	一	一四	五八	
病院又は醫局を置くもの	一	六	一	四	二	五	一	一	一九	一	一	二	一	二	二一	
指定醫を置くもの	三	五	一	五	三	一	一三	一	三二	二	一	三	一	五	三七	
医療施設を有せるもの	一	一一	四	一七	六	一七	五	一三	一八	一	九五	八	二	一〇	一二	一一六八
合 計	一八	二九	一〇	三四	二一	一五	三三	三	一五二	一〇	五一四	三	三四	一八四	七九	

る會社割合(%) 九四 六二 六〇 五〇 四五 八七 五六 一 六三 八〇 一 七一 一 六六 六三

儲て然らば、之等の病院、醫局或は指定醫を設けたる爲會社は如何程の支出をしてゐるであらうか、先づ病院又は醫局の經營費を見るに、判明せる四三社に於ける昭和七年度の支出總額は二百二十萬八千圓であつて、一社平均五萬一千餘圓と云ふ巨額に達してゐる。尙之を製造工業と其の他の事業とに區別して見ると、製造工業に於ける支出總額は二百八萬圓であつて一社平均五萬五千圓となり、其の他の事業に於ける總額は十二萬八千圓、一社當り二萬六千圓であつて、兩者は總額に於ても一社當りの額に於ても比較にならない程の大差があり、更に之を業種に就て検討すれば支出額は鑄業、機械造船、染織の順となり前の説明を如實に裏書して居る。其の詳細に就ては次表を參照せられたい。

#### (1) 病院醫局に對する負擔額

企業別	社數	總額	最高額	最低額	一社平均額
染織	五	一〇一、八六三・八〇	六一、五五〇・〇〇	七〇〇・〇〇	二〇、三七一・七六
機械業	九	二〇四、一六五・四八	一六〇、〇六八・六八	一、五〇〇・〇〇	二三、六八五・〇五
金屬	五	一〇八、〇四八・八六	四九、九五六・八六	三、三六〇・〇〇	二一、六〇九・七七
化學	七	八三、六七六・六九	一二五、九五〇・一八	九九九・〇八	一一、九五三・八一
瓦斯電氣	二	三一、八九七・五四	二六、一一三・五四	五、七八四・〇〇	一五、九四八・七七
鑄業	九	一、五四八、五八四・七五	四四〇、〇〇〇・〇〇	四〇、〇二三・五八	一七二、〇六四・九七
交通	一	一、五八三・〇〇	一	一、五八三・〇〇	一、五八三・〇〇
金融	一	七、一二〇・〇〇	一	七、一二〇・〇〇	七、一二〇・〇〇
商業	四	一二〇、六六一・二八	三五、九〇五・五二	一四、七五六・七六	三〇、一六五・五七
計	四三	二、二〇七、六〇二・四〇	四四〇、〇〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	五一、三三九・五九

次に指定醫に對し一定金額を支出してゐるものは指定醫を置く五八社の内四五社であるが、其の大部分は毎月又は毎年囑託料、謝禮金等の名目を以て若干金を會社より交付し、其の範圍内に於て職員、労務者或は其の家族に對し廉價を以て診療を爲さしめてゐるものであつて、現實に診療に要したる費用に對して補助をしてゐるものゝ尠いことは前に述べた通りである。從つて會社より囑託醫に對し支出する金額の如きも次表に示す如く小額であり、一社に於て十數の工場事業所を經營してゐる場合等の例外は二、三あるが、一ヶ月一〇圓乃至五〇圓、一ヶ年二、三百圓程度のものが大部分である。尙外に交通運輸事業を營むもので、謝禮に代へて自社鐵道の無賃乗車券を交付してゐるもののが三社あつた。

#### (口) 指定醫に對する負擔額

## 一、毎月支出するもの

七社

八二

二、毎年支出するもの

### 三、契約の内容不明のもの

職員が傷病の爲長期に亘りて缺勤したる場合、本人の俸給給料は幾月目から減額し若くは停止せられるのであらうか、又其の後如何程の期間雇傭關係が繼續せられるであらうか。此の問題は前に述べた種々なる救濟の上を行く重要事項であつて、而も各種の救濟とも相關聯して考へねばならない問題である。依つて以下一三五社の事例に基き其の概要を記すこととする。

を支給し、缺勤の永引くに隨ひ漸次減額して最後に全く支給を停止することとしてゐる。併し減額又は停止の時期、減額の程度等各社區々であり、同一社内でも本人の勤続年限、資格、勤務成績其の他に依り區別を設けてゐるものも多數あつて、一貫して觀ることは困難であるが、試みに之を表示すれば次の通りである。

全

額

二毛社

二三社

大元社

三社

四社

一社

一社

一社

一社

一社

一社

八四

一社

一社

一社

一社

全額又は $\frac{2}{3}$   
全額乃至 $\frac{1}{2}$   
全額、 $\frac{1}{2}$ 又は0  
全額又は $\frac{1}{2}$

七  
七  
七  
七一  
一  
一  
一三  
五  
五  
五一  
一  
一  
一四  
四  
四  
四一  
一  
一  
一一  
一  
一  
一

全額又は $\frac{2}{3}$   
全額乃至 $\frac{1}{3}$   
全額又は $\frac{1}{3}$   
全額又は0

一  
一  
一  
一六  
一  
一  
一一  
一  
一  
一

$\frac{1}{2}$  又は $\frac{1}{2}$   
 $\frac{1}{2}$  乃至 $\frac{1}{4}$   
 $\frac{1}{2}$  又是0

三  
一  
一元  
四  
元毛  
毛  
毛云  
云  
云二  
二  
二一  
一  
一二  
二  
二一  
一  
一一  
一  
一停  
停  
止  
累  
計一  
一  
一元  
元  
元毛  
毛  
毛云  
云  
云二  
二  
二一  
一  
一三  
三  
三一  
一  
一一  
一  
一

猶前表より多數職員が之に均需すると認められる點を取つて見れば次表の通りであつて、初めの月に於て減額するものは皆無であるが、第二月目に於ては減額するもの〇社を算へ、第四月目既に給料の支給を全く停止するものが二六社を算する状態である。更に第六月目を見ると全額支給二一社、減額五二社、停止七五社となり、十二月目に於ては全額三、減額一五となり大部分の會社は給料の支

給を停止してゐる。

八六

次に傷病の爲長期に亘り缺勤したる場合何時から幾何の期間休職の取扱を受け、休職期間中給料の支給關係はどうなつてゐるであらうかを七〇社の事例につき調べてみると、次の通りであつて、早きは三ヶ月目から休職となり、過半は六ヶ月以内に休職の取扱を受けており、休職期間の最短は二ヶ月最長は二年であつてその平均は一ヶ月五である。又休職中の給與は俸給の全額を支給するものも若干あるが、二分の一乃至三分の一のものが大部分である。

休職の時期

三ヶ月目	四ヶ月目	五ヶ月目	六ヶ月目	七ヶ月目	九ヶ月目	一〇ヶ月目
二社	二社	二社	一社	一社	二社	三社
二社	二社	二社	一社	一社	一社	一社
二社	二社	二社	一社	一社	一社	一社
二社	二社	二社	一社	一社	一社	一社

一三ヶ月目

休職期間

## 休職中の給與額

全額	二九社
1/2	一五社

1/3	八社
	一〇社

俸給を支給せざるもの	八社
其の都度定めるもの及び不明のもの	一〇社

最後に雇傭關係の解除せられる時期であるが、此の點を明示せるものは僅かに二八社に過ぎないが、前年の休職の場合に於て期間満了後は當然雇傭關係を解除せられるであらうから、之を加へ七五社の事例に就て見ると次の通りであつて、最短五ヶ月、最長二年四ヶ月平均一三ヶ月六である。併し各社の實状よりすれば社務繁劇の折柄何時迄も空席として置くことは不可能の事情も存するであらうから、實際問題としては本人の會社に於ける有用性如何に依り左右せられるものと見て大過ないであらう。

## 雇傭契約解除の時期

五ヶ月	一社
六ヶ月	一一社
七ヶ月	七社

九ヶ月	三社
一〇ヶ月	七社

一一ヶ月	三社
一二ヶ月	四社

一三ヶ月	五社
一五ヶ月	四社

一六ヶ月	八社
一七ヶ月	一社

一八ヶ月	一二社
二四ヶ月	二社

二七ヶ月	一社
二八ヶ月	一社

二八ヶ月	八社
計	一社

平均一三ヶ月六	七五社
	八社

## 第二編 産業經濟團體に於ける事例

産業經濟團體の大部分は公益性を帶びてゐる關係上、會社の如く職員に對し十分なる救濟施設を講ずることは財政上許されない向もあるであらうことは想像せられる。又工場、事業所の經營に當つて居るものは既に労務者に對しては工場法、健康保險法、労働者災害扶助法等の適用があり、又下級職員に對しても健康保險法の適用があつて、之に促され或は之との均衡を保つ上に於て一般職員の負傷、疾病、出產、死亡等の場合に於ける救濟施設は、前編に於て述べた如く相當に發達を遂げて居るのであるが、産業經濟團體に於ては之等の社會立法とは何等の關聯もなく、而も職員數も諸會社に比して少數であり、職員の待遇は諸會社に倣ふと云ふよりは寧ろ官公吏に準じてゐる様な實情であつて、救濟施設の講ぜられて居るものゝ案外少いことは豫め推測せられる。今回の調査に於ては三九の産業經濟團體に對し照會を發し回答を求めたのであつたが、僅に五團體より回答を得たに過ぎないのは前の事情を裏書して居るものではなからうか。而も五團體のうち救濟施設を有するものは僅に二團體（尤も此れは何れも共濟施設であるが）であり、他の三團體は單に職員が長期に亘り傷病の爲缺勤したる場合の待遇方法を規定してゐるに過ぎない。そんな理で事例も少いことであるから、共濟施設に據るものと、職員が傷病の爲長期に亘り缺勤したる場合の待遇方法の二者に付てその事例を列記する事とした。

## 第一章 共濟施設により救濟を爲す事例（二團體）

### （イ）創始の時期

A 團體 大正十五年（團體の設立明治三十一年）

B 團體 昭和三年（團體の設立大正六年）

### （ロ）會員數

A 團體 職員級全部約五〇名（昭和八年末現在）

B 團體 従業員全部約九〇名 内職員一四名（昭和七年末現在）

### （ハ）會員の醵金

A 團體 每月 月俸の二〇〇分の一 但し賞與期は倍額とす

B 團體 職員級月額五〇錢其の他二〇錢、但し入會後一五年を経過したるものは其後の掛金を免除す

### （ニ）給付

#### a 傷病給付

A 團體 月給者就褥二週間以上（日給者一〇日以上）に亘るとき見舞金五圓を給す

#### B 團體

一、自宅治療一週間に亘りたる場合は療養八日目より一日に付五〇錢の割にて、同一の傷病に付勤續三年未滿六〇日間、同五年未滿九〇日間、同一〇年未滿一二〇日間、同一〇年以上一八〇日間手當金を給す

二、傷病の爲手術を要したる場合は手術料實費の八割を給付す、但し五〇圓を限度とす

三、傷病の爲入院又は轉地療養を要する場合に於ては一日に付二圓の手當金を給付す。但し勤續三年未滿は三〇圓、同五年未滿は五〇圓、同一〇年未滿は七〇圓、同一〇年以上は一〇〇圓を限度とす

尙前各項に於ける給付額は一年に付勤續三年未滿は五〇圓、同五年未滿は九〇圓、同一〇年未滿は一四〇圓、同一〇年以上は二〇〇圓を限度とす。

#### b 死亡給付

A 團體弔慰金 三〇圓

B. 團體 勤續一〇年未満	弔慰金 五〇圓	
	勤續一〇年以上	弔慰金 一〇〇圓
B. 團體 祝金	二〇圓	
d. 家族に對する給付		
a. 出產見舞金		
A. 團體 会員の妻出產したるとき	五圓	
B. 團體 "	二〇圓	
b. 死亡給付		
A. 團體 父母、妻子死亡したるとき	一〇圓	
B. 團體 配偶者、子女 "	三〇圓	
父 母 "	二〇圓	
祖父母、兄弟姉妹、孫 "	一〇圓	

## 第二章 傷病缺勤長期に亘りたる場合の給與關係

職員が傷病の爲長期に亘り缺勤したる場合の待遇方法に關して四團體から回示を受けた。其の概要是次の通りであるが、云ふ迄もなく職員は月俸を以て給與を受けてゐるのであるから、之に關し何等規定する所がなければ、缺勤中と雖も平常通り俸給の支給を受くる理であるから、茲に掲ぐる四團體の事例は俸給の減額又は停止せらるゝ場合を擧ぐることとなるのである。隨つて規定の存しない團體必ずしも待遇が他に劣るとは斷じ得ないであらう。

俸給停止の時期	備考
B. 團體 六〇日	公務傷病の場合は相當期間俸給の全部又は一部を支給す
C. 團體 九〇日	爾後一ヶ年間休職の取扱を爲すも給料を支給せず
D. 團體 九〇日	特別の事情ある場合は役員會の決議を経て給料額を定め引續き給與することを得
E. 團體 六〇日	爾後は役員會の決議を経て俸給を停止又は減額す、但し公務傷病の場合は例外とす

## 聯合會設立ノ趣意

産業ノ振興ハ實ニ諸般國策ノ根幹ト爲ルヘキニ拘ラス時務動モスレハ之ヲ開却シテ論議セラレ加之矯激ナル勞働竝ニ社會運動力產業ヲ破壊シ國家ノ進退ヲ阻害スルノ虞漸次大ナラムトシツアルハ齊シク憂慮ニ堪ヘサル所ナリトス此ノ秋ニ當リ全國ノ產業團體ノ緊密ナル聯契ヲ保チ社會及政治ノ推移ニ注視シテ平素ノ對策ヲ講究スルト共ニ產業經濟上共通ノ車要問題ニ付テハ共同ノ調査審議ヲ行ヒ之ニ關スル意見ヲ發表シテ輿論ヲ喚起シ且其ノ實現ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナリト信ス紹上ノ情勢ニ鑑ミル所アリ本年二月勞働組合法案對策協議ノ爲東京市ニ於チ開催セラレタル全國產業團體聯合協議會ニ於ケル全會一致ノ決議ニ基キ關東、關西、中部、西部、北部ノ諸地方ニ各產業團體聯合會ヲ設立シ此ノ五地方聯合會ハ更ニ聯合シテ全國產業團體聯合會ヲ組織シ以テ其ノ目的ノ貫徹ヲ期シ邦家產業ノ發展ニ寄與セムトス

昭和六年五月

## 全國產業團體聯合會規約

- 第一條 本會ヲ全國產業團體聯合會ト稱シ事務局ヲ東京市ニ置ク  
第二條 本會ハ左ノ地方聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス  
　　關東產業團體聯合會　關西產業團體聯合會　中部產業團體聯合會　西部產業團體聯合會　北部產業團體聯合會
- 第三條 本會ハ全國ノ產業團體ニ共通ナル產業經濟上ノ重要問題ヲ研究審議シ並ニ之ニ關スル意見ノ發表及實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ノ重要事項ハ總會ニ於チ之ヲ決ス  
　　總會ハ地方聯合會ノ選出スル代表ヲ以テ之ヲ組織ス  
　　總會ハ常任委員會ノ決議ニ依リ會長之ヲ召集ス
- 第五條 本會ニ常任委員若干名ヲ置ク  
　　常任委員ハ總會ニ於チ之ヲ選舉シ其ノ任期ヲ一年トス
- 第六條 常任委員會ハ總會ノ決議又ハ其ノ委任議會ニ於チ之ヲ推薦ス  
　　基キ會務ヲ處理ス
- 附 則
- 第一條 地方聯合會ノ組織成立セルトキハ創立協議會ノ決議ヲ以テ創立總會ノ創立當初ノ會長顧問及常任委員ハ創立協議會ニ於チ之ヲ推薦ス

資料

1	輯	英獨米に於ける雇主團體と其の活動	20
2	輯	勞働者災害扶助法及同責任保險法施行命令案要綱に對する意見並に參考資料	(無殘本)
3	輯	英國勞働組合法制	27
4	輯	産業平和への道	10
5	輯	第十六回國際勞働會議議題に關する參考資料	(無殘本)
6	輯	佛蘭西勞働組合法制	13
7	輯	獨逸の經濟國家管理に關する緊急法規（上篇）	30
8	輯	獨逸の經濟國家管理に關する緊急法規（下篇）	13
9	輯	第十六回國際勞働會議議題に關する意見並に参考資料	15
10	輯	英國の危機と勞働組合	15
11	輯	國家主義團體一覽	(無殘本)
12	輯	米國に於ける雇主團體	10
13	輯	我國に於ける解雇手當制度の現狀	(無殘本)
14	輯	米國勞働爭議に對する裁判所の禁止命令制限立法に付て	13
15	輯	米國雇主の勞資關係觀と其の實際	(無殘本)
16	輯	獨逸雇主組合の歴史と政策	30
17	輯	我國に於ける勞務者退職手當制度の現狀	(無殘本)
18	輯	商店法に關する調査	30
19	輯	英國綿業の衰退と其對策	30
20	輯	第十七回國際勞働總會の議題に關する参考資料	20
21	輯	勞働時間と失業	(無殘本)
22	輯	人事管理に就て	( " )
23	輯	第十七回國際勞働總會概況報告	( " )
24	輯	米國に於ける失業準備金制度	10
25	輯	第十八回國際勞働總會の議題に關する参考資料	13
26	輯	作業に就いての興味	15
27	輯	職員の負傷疾病等に對する救濟施設	30
28	輯	日貨の不當競爭問題に關する論議	25
號外	(1)	勞働組合法案に關する論議	(無殘本)
號外	(2)	最近に於ける集團解雇の事例	( " )
號外	(3)	德富蘇峰氏筆「英國の危機」(England's Crisis)を讀む	( " )
號外	(4)	日本勞働組合會議の沿革と現勢	15
號外	(5)	モーレット氏歡迎午餐會及懇談會記事	( " )

四

1 目次

- 1 日本労働俱楽部及全國労農大家黨の組織を中心とする主要労組合の分野
  - 2 左翼運動系統圖解
  - 3 勞働團體を中心とする無產政黨の動向
  - 4 左翼運動系統圖

本會編纂の資料御希望の方には特に實費にて頒布致します。尙20部以上取扱  
め御申込の方には1割引に致しますから代金前拂若くは振替口座東京 74734  
番宛御拂込下さい。

昭和九年八月三十日印刷納本 昭和九年九月三日發行

編輯兼發行人 東京市品川區大井町

東京市深川區白河町四丁

東京印刷株式会社  
東京市墨田区向島二丁目四番三号

東京市農業試驗場  
畜產部

發行所  
日本工業俱樂部ビル

# 町秋山

一 起 事

内 松 升  
志 宗 開

東京印刷株  
会員登録

事會合聯

全國產業團體聯合會役員

(イロハ順)

顧同問  
太彌壽久村木  
文長賀有  
(東關)

塚脇敬次郎	森阿部房次郎
平兵衛	(中 部)
安宅彌吉	山口八左右
豊田利三郎	廣岡青岡
木本利三郎	瀬木實太郎
櫻太郎	光

地方產業團體聯合會事務所

電話丸ノ内〇六二四番  
振替東京七三四番

内一ノ二 日本工業俱樂部ビル内

終